

佐賀県告示第二百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年五月十八日から平成二十二年六月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字深浦字三本 杉一六八番五地内	杵島郡白石町大字深浦字三本 杉一六八番五地内	後	二〇・二 、 一九・四	二・〇
	杵島郡白石町大字深浦字三本 杉一六八番五地内	杵島郡白石町大字深浦字三本 杉一六八番五地内	前	一七・〇 、 一六・二	二・〇